

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(休日)</p> <p>第47条 有期雇用教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) <u>年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）</u></p> <p>(4) 6月18日（創立記念日）</p> <p>(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）</p> <p>(後 略)</p>	<p>(休日)</p> <p>第47条 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>（次号及び第5号において「祝日法による休日」という。）</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）</u></p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日 <u>（祝日法による休日を除く。）</u>（夏季一斉休業日）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>